

# 高知大学医学部附属病院PETセンター規則

平成18年2月14日  
規則第624号

最終改正 令和3年9月28日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成16年4月1日施行）第8条第6項の規定に基づき、PETセンターの運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 PETセンターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 院内のPET及びPET・CT検査並びに診療に関すること。
- (2) 地域医療機関等のPET及びPET・CT検査並びに診療に関すること。
- (3) PET製剤の製造・管理に関すること。
- (4) PET製剤による教育及び研究に関すること。

(運営委員会)

第3条 PETセンターの運営に関し必要な事項を審議するため、高知大学医学部附属病院PETセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会については、別に定める。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、PETセンターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月8日規則第84号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第38号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。